

PLAZA NEWS LETTER(1月号)

12月は、熊本市で新型コロナウイルスになる人は少なかったです。でも、新しいウィルスが見つかったので、外に出るときはマスクをして、家に帰ったら、うがいと手を洗ってください。1月はとても寒いです。風邪を引かないように、気を付けましょう。

11月に熊本市外国人総合相談プラザで受けた相談を紹介しします。11月は109件の相談がありました。「出入国管理手続き」、「雇用・労働」、「通訳・翻訳」についての相談が多くありました。

出入国管理手続きについての相談内容は、

・技能実習生です。技能実習が終わったら「特定技能」で働きたいです。でも、その後、専門学校で勉強したいです。それはできますか？

・在留資格「特定活動」でフルタイムの仕事をしています。新型コロナウイルスが広がっているので、自分の国に帰らず日本にもう少し長く残りたいです。どうしたらいいですか？

➡相談プラザの「出入国管理相談」で相談できます。

雇用・労働についての相談内容は、

・短期滞在者です。英会話学校で英語の先生のバイトが出来ることになりました。しかし、会社からは短期滞在では働けないと言われました。どうしたらいいですか？

➡短期滞在者でも、パスポートに「資格外活動許可」とスタンプが押されているので、働くことが出来ます。

・技能実習生です。将来、「特定技能」で働きたいです。特定技能で働くために試験を受けますが、どんな試験を受けるのか知りたいです。どうしたらいいですか？

➡公益財団法人「国際人材機構」のホームページで、それぞれの特定技能の分野でどんな試験を受けるのかを知ることが出来ます。[\(https://www.jitco.or.jp/ja/skill/\)](https://www.jitco.or.jp/ja/skill/)

通訳・翻訳についての相談内容は、

・永住者です。親戚が日本で亡くなりました。日本語の死亡証明書を日本語から中国語に翻訳しないといけません。どうしたらいいですか？

・裁判所で通訳が必要になりました。どうしたらいいですか？

➡翻訳・通訳の専門の会社に頼むことが出来ます。刑事裁判のときは、裁判所が通訳する人を用意してくれます。

新型コロナウイルスについての相談は、

「熊本でPCR検査を受けることができる病院やクリニックを教えてください」、「自分の国に帰ることが出来なくて日本に残っています。コロナワクチンを打つことが出来ますか？」、などの相談がありました。新型コロナウイルスとワクチンの情報は、プラザのHPでわかります。困ったことがあれば、熊本市外国人総合相談プラザにいつでも連絡してください。

プラザには、最近、在留資格「特定技能」についての相談が増えています。このページでは、特定技能について説明します。特定技能は、2019年4月に新しくできた在留資格です。今、日本で働く人が少なくなっている分野の仕事について、外国の人に働いてもらうためにできた在留資格です。

特定技能のできる仕事の種類は14あります。14種類は下のことです。

① 介護	② ビルクリーニング	③ 素形材産業
④ 産業機械製造業	⑤ 電気・電子情報関連産業	⑥ 建設
⑦ 造船・船用工業	⑧ 自動車整備	⑨ 航空
⑩ 宿泊	⑪ 農業	⑫ 漁業
⑬ 飲食物品製造業	⑭ 外食業	

特定技能は、特定技能1号と特定技能2号の2つあります。特定技能1号は、14種類全部の仕事ができます。特定技能2号は、建設と造船・船用工業の2種類だけできます。特定技能をもらうために、まず試験を受けます。でも、特定技能1号は、技能実習2号が終わった人は、試験を受ける必要がありません。特定技能1号は、日本語能力試験(JLPT)のN4を持っているか、国際交流基金日本語基礎テストに合格しないといけません。特定技能2号は、日本語の試験はいりません。特定技能1号の人は、日本で仕事ができるのは5年間です。特定技能2号の人は、いつまでも仕事をする事ができます。特定技能1号の人は、自分の国から家族を連れてくることはできませんが、特定技能2号の人は、家族を連れて来て、一緒に住むことができます。

下が特定技能1号と特定技能2号の違いです。

	特定技能1号	特定技能2号
できる仕事	14種類全部できます	建設と造船・船用工業の2種類だけです
技能試験	行きたい分野の技能試験を受けます (技能実習2号が終わってれば受けなくてもいいです)	技能試験を受けます。受けることができるのは、建設と造船・船用工業の2種類だけです。
日本語試験	JLPTのN4か国際交流基金日本語基礎テストに合格 (技能実習2号が終わってればいいです)	ありません(でも、JLPTのN1やN2に受かるくらいの日本語の能力が必要です)
仕事ができる期間	5年間	いつまでも仕事ができます
家族を連れてくる	連れてくることはできません	連れてくる事ができます

特定技能の試験は、日本と他の国で受けることができます。在留資格「特定技能」は、試験に受かってすぐにももらえません。試験に受かった後、仕事をみつけられないといけません。例えば、特定技能「建設」の試験に受かったら、建設会社で仕事をみつけられないといけません。特定技能の詳しい情報や試験の予定は、公益財団法人国際人材協力機構のホームページでみる事ができます。[\(https://www.jitco.or.jp/\)](https://www.jitco.or.jp/)

特定技能について何か相談したいときは、いつでもプラザにきてください。

コムスタカー外国人と共に生きる会の紹介

中島 真一郎(コムスタカー外国人と共に生きる会代表)

1985年9月、熊本市の中心部にある手取カトリック教会を活動の拠点として、アジアから日本に働きに来ている女性の相談や支援を行うNGOとして「滞日アジア女性問題を考える会」が誕生しました。当時は外国人労働者が日本で急に増え、彼らに対する日本人側の人権侵害が目立ってきていた時期でした。

その後1990年代になると、外国人の定住化がすすみ、国際結婚や国際離婚、子どもに関する相談が増え、相談内容が多様化し、又、相談に来る外国人は増え続け、国籍も中国、ペルー、タイ、パキスタンなどと多様化しました。そのため1993年に名称を「コムスタカ(フィリピン語でお元気ですかの意味)ー外国人と共に生きる会」に変更しました。2013年3月1日より、連絡先を、熊本市中央区上通町3-34 手取カトリック教会気付から、熊本市中央区水前寺3丁目2-14-402 (2021年3月より302に移転) 須藤真一郎行政書士事務所気付へ変更しました。

現在コムスタカは外国籍住民が抱える、雇用、社会保障、DVを含む夫婦間のトラブル、子どもの教育、家族の介護、相続、人身売買被害者、技能実習生、留学生の救済等多くの問題を当事者と一緒になって解決する努力をしています。在住外国人のための無料人権相談や生活自立支援、移住者・移住労働者問題に関する講演・映画会・学習会などの啓発活動、多文化共生社会の実現をめざして行政関係機関への政策提言、日比国際児(日本人とフィリピン人の間に生まれた子ども)への支援活動などがコムスタカの主な活動です。そして、近年、技能実習生や留学生からの相談、その中には妊娠・出産に関する相談も増えています。

外国籍住民がもつ問題にひとつひとつ取り組んでいると、日本社会の持つ問題点が明らかになってきます。社会のある人々の安定と繁栄がより弱い人々の不安と苦しみを前提として成り立ってよいはずがありません。すべての人がその属性に関係なく守られる社会こそ、私たち皆が安心して暮らせる社会です。

コムスタカの HP はこちら→<http://kumustaka.org/>

くもとけんひとよししがんつくりかいかん
熊本県人吉市蟹作会館
じんかいひとよし
フィリピン人会人吉のクリスマス会の写真



にほんごあれこれコーナー

みなさんこんにちは。尚網大学の畠山です。12月の記事では、無料で使える日本語の教科書についてお話ししました。今月は、熊本で使われる「よかですよ」という方言表現についてお話しします。

「よかですよ」という表現は、基本的に「OK ですよ(いいですよ)」という意味です。たとえば、市役所であなたが「このボールペンを使っていいですか?」とたずねたとき、市役所の人「よかですよ」とこたえたら、「OK、使っていいですよ」という意味になります。同じように、あなたが会社で「明日休んでいいですか?」とたずねたとき、上司が「よかですよ(「よかよ」と言う場合もあります)」とこたえたら、「OK、休んでいいですよ」という意味になります。このように、「よかですよ」は、基本的に、「～してもいいですか?」の答えとして、「あなたは～することができます」という意味となります。

けれども、「よかですよ」が「いりません」という意味になることもあります。これは、多くの場合、「～がいりませんか?」という問いにこたえる場合です。たとえば、コンビニでお店の人が「お箸いりますか(おつけしましようか)?」とたずね、あなたが「よかですよ」とこたえたら、「お箸はいりません」という意味になります。

「よかですよ」は、とても仲の良い友達と話すときはあまり使われず、かわりに「よかよ」が使われます。また、「よかですよ」・「よかよ」は九州全体(福岡、長崎、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島)で使うこともできます。

とても便利な表現なので、ぜひ使ってみてください。

熊本市外国人総合相談プラザのご案内

熊本市外国人総合相談プラザでは英語、中国語、ベトナム語、タガログ語などの相談員による多言語でのライフサポートを行います。また、法律関係や在留資格関係、就職や住居に関する相談など各種専門相談も実施しています。

1月の相談スケジュール

2022	1月	月曜日 27	火曜日 28	水曜日 29	木曜日 30	金曜日 31	土曜日 01 年末年始の休業	日曜日 02 年末年始の休業
03 年末年始の休業	04	05 出入国管理相談 ベトナム語相談 中国生活相談 ドイツ相談	06 韓国相談	07 スペイン語相談 中国生活相談 アメリカ相談	08	09 中国生活相談 教育相談	10 成人の日	11 休館日
17	18	19 住まいの相談 ベトナム語相談 中国生活相談 ドイツ語相談	20 韓国相談	21 中国生活相談 アメリカ相談	22	23 中国生活相談 教育相談	24 休館日	25
31	01	26 中国生活相談 ドイツ相談	27 韓国相談	28 中国生活相談 アメリカ相談	29	30 中国生活相談 教育相談		

メモ: 相談時間 13:00~17:00 (※の相談は以下の時間で行います)
 ※中国生活相談 13:00~18:00 ※出入国管理・住まいの相談 13:00~16:00
 ※おしごと相談 10:00~18:00 ※無料法律相談 14:00~16:00 (要予約)
 ※教育相談 10:00~15:30 (要予約)

専門の相談について

- 外国人の為の出入国管理相談
(在留資格の変更や入国管理に関する相談)
毎月第1水曜日・第3日曜日 13時~16時
- 外国人の為の住まいの相談
(住居に関する相談・アパート探しなど)
毎月第3水曜日 13時~17時
- 外国人の為の無料法律相談
(様々な法律に関する相談)
毎月第3土曜日 14時~15時~
※前日までに必ず予約が必要です
予約がないときは法律相談はありません。
- お仕事相談(就職に関する相談)

※相談員の都合により急にキャンセルになることがあります。相談をしたい人は電話かメールできいてください。

生活ガイダンスの動画を配信中!

熊本市で暮らすために必要な情報や知っておくと役に立つ情報を動画で紹介しています。もともとは、プラザに直接きてもらって行っていましたが今は、新型コロナウイルスの影響のため動画で配信しています。やさしい日本語と英語で紹介しています。

ぜひ下の URL からみてください!

(熊本市外国人総合相談プラザの HP や FB からみることができます)

<https://www.kumamoto-if.or.jp/plaza/list00151.html>

熊本市外国人総合相談プラザは
様々な情報を発信しています。

ぜひ CHECK してください



熊本市外国人総合相談プラザ HP



熊本市外国人総合相談プラザ FB

熊本市外国人総合相談プラザインフォメーション

場所 熊本市国際交流会館2階

住所 〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-18

電話 096-359-4995

E-mail soudan@kumamoto-if.or.jp

時間 午前10時00分~午後6時00分

休み 第2、4月曜日(国民の祝日の場合翌平日)

年末年始: 12月29日~1月3日